

京都府（平成 28 年 6 月 1 日から）

対象建築物	構造	特定工程	後続工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の新築の工事を行う建築物で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの （１） 一戸建て住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が２以上のもの又は床面積が 50㎡を超えるものであり、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）が木造（木造とその他の構造が混合した構造を含む）であるもの （２） 法別表第 1 の（１）の項から（４）の項までの（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000㎡を超えるもの	木造	木造の軸組（土台、柱、はり及び筋かいをいう。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造	２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施行しないものにあつては、２階のはり及び床版の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	２階の床及びはりのコンクリート打込み工事（コンクリートの打込み工事を現場で施工しないものにあつては、２階の柱及び壁の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版のコンクリート打込み工事、壁の内装工事又は外装工事）の工程

備考：建築物の規模、敷地又は周辺状況等により 1 の建築物について 2 以上の工区に分けて工事を行う場合にあっては、特定工程及び特定工程後の工程は、それぞれの工事ごとに中間検査の対象となる。

適用除外：建築基準法第 18 条第 1 項若しくは第 85 条の規定の適用を受ける建築物又は法第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造された型式部材等を使用した建築物